

秋田県と第一生命保険株式会社との包括連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の活性化と県民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）健康増進に関すること
- （2）女性活躍、結婚、子育て支援等の推進に関すること
- （3）産業振興・中小企業支援に関すること
- （4）その他県民サービスの向上、地域社会の活性化に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月6日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹敬久

乙 東京都千代田区有楽町1-13-1
第一生命保険株式会社
代表取締役副会長執行役員

寺本秀雄

「秋田県と第一生命保険株式会社との包括連携協定」に基づく
具体的な連携事業

1. 健康増進に関すること

- (1) 第一生命と情報提供に関する包括連携協定を締結しているナショナルセンター（国立がん研究センター・国立循環器病研究センター・国立長寿医療研究センター・国立成育医療研究センター・国立国際医療研究センター）と共催したイベント・セミナー開催への協力・協賛。また、がん・循環器病・認知症その他長寿医療・成育医療・糖尿病・肝炎・感染症等に関する地域に根ざした情報提供。
 - ・国立循環器病研究センター（野口先生）と秋田県立脳血管研究センター（石川先生）を講師に迎えた「脳心血管病の撲滅に向けた県民セミナー（2017年10月12日）」の開催
 - ・認知症サポーター養成講座を受講（2017年2～5月）し、社員の認知症サポーター任命
 - ・認知症予防に向けた運動プログラム「コグニサイズ」の推進
 - ・栄養・食生活改善に向けた「かるしおレシピ」の推進
- (2) 秋田県と第一生命は2013年6月に「がん対策推進連携協定」を締結。秋田県民へのがん予防やがん検診の受診啓発に向けた協力
- (3) 心身の健康づくりに向けたスポーツイベント等への参加

2. 女性活躍、結婚、子育て支援等の推進に関すること

- (1) 秋田県との共催による「女性活躍推進セミナー」の開催協力
- (2) 第一生命社員の「結婚サポーター」への登録、周知活動
- (3) 「子どもの国づくり推進協定」の締結、周知活動
- (4) 男性社員の育児参加の促進など育児と家庭の両立に向けた活動支援や周知活動 等

3. 産業振興・中小企業支援に関すること

- (1) 県内中小企業経営者への中小企業振興条例及び中小企業支援施策の周知活動
- (2) 県主催中小企業向けセミナーへの講師（第一生命経済研究所エコノミスト・研究員など）の派遣協力
- (3) 「県産食材マッチング商談会」食関連事業者の出展参加への呼びかけ参画支援

4. その他県民サービスの向上、地域社会の活性化に関すること

- (1) 県政情報の発信への協力
 - ・戸別訪問等におけるチラシの配布 等
- (2) 子どもや高齢者が安心して暮らせる街づくりに向けた「地域を見守る」活動
 - ・戸別訪問等における異変事案の関係機関への通報 等
- (3) 事故、事件未然防止策（製品事故等消費者の安全に関する情報の提供含む。）への協力
 - ・交通事故防止、特殊詐欺被害防止に関するチラシの配布 等
- (4) 消費者教育支援としての「ライフサイクルゲームⅡ」の提供や出張講座開催等

以 上